独立行政法人日本学生支援機構 平成30年規程第25号 最近改正 令和2年規程第10号

功労者表彰規程を次のように定める。

平成30年7月30日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠 藤 勝 裕

功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の運営に関し顕著な功労があったものに対して行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する機構外の個人若しくは団体又は企業 (以下「被表彰者」という。) に対して行う。
 - (1) 機構の事業に関し顕著な功労があったもの
 - (2) 機構の広報に関し顕著な功労があったもの
 - (3) その他機構の運営に関し顕著な功労があったもの

(被表彰者の選考及び決定)

- 第3条 被表彰者は、役員からの推薦に基づき、功労者表彰審査会の議を経て理事長 が決定する。
- 2 功労者表彰審査会は、理事長、理事、政策企画部長及び総務部長により構成し、 理事長が議長となる。
- 3 前項に定めることのほか,功労者表彰審査会の運営に関し必要な事項は,功労者 表彰審査会において定める。

(表彰の期日)

第4条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、随時行うことができる。

(表彰の方法)

- 第5条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。
- 2 前項の表彰には、副賞を授与することができる。

(死亡者の表彰)

第6条 被表彰者が個人であって,前条の表彰状及び副賞の授与を受ける前に死亡したときは,その遺族に対して表彰状及び副賞を授与することができる。

(JASSO功労者)

第7条 第5条の表彰を受けたものをJASSO功労者と称する。

- 2 機構は、JASSO功労者に対し、広報媒体の提供、機構主催行事への招待等を行う。 (雑則)
- 第8条 この規程に定めるもののほか,表彰の実施に関し必要な事項は,別に定める。 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年7月30日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程の施行後、最初に行う表彰については、機構の第3期中期目標期間における功労を対象として行うものとする。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第10号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。